不正防止対策の基本方針

株式会社○○は、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、不正防止対策の基本方針を策定し、競争的研究費等の運営・管理を行います。

１　責任体系の明確化

　　競争的研究費等の運営・管理について、以下のとおり責任者を定めます。

（１）最高管理責任者　代表取締役

（２）統括管理責任者　取締役

（３）コンプライアンス推進責任者　○○部長

　また、監査役は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について会社全体の観点から確認し、意見を述べるとともに、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が 不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかについても確認し、意見を述べます。（←監査役が未設置、または内部統制の監査権限はない会社法上の会計限定監査役等の場合は削除。）

２　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備をするため、以下の取組を行います。

（１）コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）

（２）ルールの明確化・統一化

（３）職務権限の明確化

（４）告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

３　不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止するため、次の取組を行います。

1. 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置　（　〇〇部△△課　）

（２）不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施

４　研究費の適正な運営・管理活動

　　不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は、後日の検証を受けられるように、定められた期間保存します。

５　情報発信・共有化の推進

機関内外からの告発等を受け付ける窓口、および競争的研究費等の使用に関するルール等について会社内外からの相談を受け付ける窓口を、以下のとおり設置します。また、不正防止対策の基本方針等を公表します。

（相談受付窓口）○○部○○課

〒\*\*\*-\*\*\*\*　○○県○○市○○１－２－３

電話\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*　E-MAIL：\*\*\*\*@\*\*\*\*.\*\*.jp

６　モニタリング

　　不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施します。また、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。

〇年〇月〇日

株式会社○○　代表取締役社長　○○　○○